

日本DPO協会第6回個人情報保護セミナー
「個人情報保護評価(PIA)の意義
と実施手順について」
岩田合同法律事務所パートナー
弁護士 松田 章良氏

2022年12月15日(木) 15:00~16:00

あいさつ「プライバシー影響評価の沿革と今後」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

個人情報保護セミナーについて

- 2020年・2021年改正個人情報保護法—2022年4月1日施行（地方関係は2023年4月1日）
- これまでは、①例会では主として改正個人情報保護法、②専門研究部会セミナーでは主として顧問の先生方の専門領域の問題を取り上げてきた。
- これからは、①と②を統合して個人情報保護セミナーとし、個人情報保護の問題を多面的に取り上げる予定である。
- 要望・意見等をお寄せください。

第5回個人情報保護セミナー

- 「個人情報保護評価(PIA)の意義と実施手順について」
- 講師: 岩田合同法律事務所 パートナー
- 弁護士 松田 章良 先生

マイナンバー法とプライバシー影響評価

- 日本の個人情報保護法では、プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment, PIA）は、義務付けられていない。
- 一方、マイナンバー法では、「特定個人情報保護評価」という用語になっているが、実質的にはプライバシー影響評価であって、日本において法制度として取り入れたのは初めてである。
- マイナンバー法「第5章 特定個人情報の保護」の「第1節 特定個人情報保護評価」（26条～28条）に規定された。現行法では「第1節 特定個人情報保護評価等」（第27条―第29条の4）である。

個人情報保護ワーキンググループ報告書 (2011年6月23日)のPIA提案

- 個人情報保護ワーキンググループ（座長・堀部政男）
- 第 10 情報保護評価の実施

「番号」に係る個人情報が適切に取り扱われるためには、システムにおいても個人情報保護に配慮した設計が必要である。現在、アメリカ、カナダ等の国々では、情報システムの導入等に当たりプライバシーへ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を促す仕組み（いわゆる「プライバシーに対する影響評価（P I A）」）が実施されている¹⁴。

- そこで、今回の番号制度の導入に当たり、諸外国で採用されている P I A の手法を取り入れ、次のとおりの方策を実施することとする。

提案の概要

- 1 「番号」に係る個人情報の適正な取扱いを担保するため、「番号」に係る個人情報の保護に関する事前評価（以下「情報保護評価」という。）を実施し、情報システムの構築又は改修が「番号」に係る個人情報へ及ぼす影響を評価し、その保護のための措置を講じることとする。
- 2 行政機関及び関係機関は、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムを開発又は改修する前に、情報保護評価を実施した上で、その結果を下記第 11 の 1 （1）の委員会に報告し、その承認を受けるものとする15。

提案の概要

- 3 下記第 11 の 1 (1) の委員会は、行政機関、地方公共団体、関係機関及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者が、情報保護評価を実施する際のガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言、指導等を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載することとする。
- 4 番号制度開始と同時に運用に供される情報連携基盤等のシステムについては、下記第 11 の 1 (1) の委員会が設立される前に開発が行われることが想定される。
- そのため、個人情報保護ワーキンググループの下に情報保護評価ワーキンググループを設置し、同ワーキンググループにてガイドラインを作成し、情報保護評価の実施についての助言、指導等を行うこととする。

個人情報保護委員会のウェブサイト①

- **特定個人情報保護評価とは**
- 特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。
- [特定個人情報保護評価について（概要版）（PDF：269KB）](#)
- [特定個人情報保護評価について（詳細版）（PDF：1145KB）](#)

個人情報保護委員会のウェブサイト②

- **特定個人情報保護評価の実施手順**
- 特定個人情報保護評価の実施手順と特定個人情報保護評価書の作成方法について解説する資料を作成しましたので、活用してください。
- [特定個人情報保護評価の実施手順 \(PDF : 1336KB\)](#) [令和4年7月掲載]
- [\(参考\) 「特定個人情報保護評価の実施手順」の活用方法について \(PDF : 383KB\)](#)

個人情報保護委員会のウェブサイト③

- **公表された特定個人情報保護評価書**
- 公表された評価書を検索する方はこちら（マイナンバー保護評価WEBへ）
- 過去の評価実施機関における特定個人情報保護評価書の公表状況はこちら（年次報告を参照）

個人情報保護委員会のウェブサイト④

- **特定個人情報保護評価の5年経過前の再実施について**
- 特定個人情報保護評価に関する規則第15条等に基づく、特定個人情報保護評価の5年経過前の再実施に当たって、各評価実施機関の参考となるよう、5年経過前の再実施の留意事項（チェックポイント）を作成しましたので、活用してください。
- 特定個人情報保護評価 5年経過前の評価の再実施に係る留意事項について (PDF : 1555KB)

個人情報保護委員会のウェブサイト⑤

- **特定個人情報保護評価に関する規則・指針・解説**
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）（PDF：547KB）
- 様式1：特定個人情報保護評価計画管理書（PDF：68KB）
- 様式2：特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）（PDF：140KB）
- 様式3：特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）（PDF：196KB）
- 様式4：特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（PDF：248KB）

個人情報保護委員会のウェブサイト⑥

- 【前頁つづき】
- 特定個人情報保護評価指針の解説 (PDF : 3662KB)
- 別添 1 : 特定個人情報保護評価計画管理書〔記載要領〕 (PDF : 461KB)
- 別添 2 : 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)〔記載要領〕 (PDF : 197KB)
- 別添 3 : 特定個人情報保護評価書 (重点項目評価書)〔記載要領〕 (PDF : 321KB)
- 別添 4 : 特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)〔記載要領〕 (PDF : 540KB)
- 別添 5 : 特定個人情報保護評価指針第10の1 (2) に定める審査の観点の主な考慮事項 (PDF : 446KB)

個人情報保護委員会のウェブサイト⑦

- 特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について
(令和4年4月1日)
- 特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について
(令和4年4月1日) (PDF: 68KB)
- 過去の改正等に関する資料【省略】